

# JMRC近畿ジムカーナ JMRC近畿ダートトライアル 共通規則書

## 第1章 総 則

本共通規則書は、JAF近畿地域クラブ協議会（以下JMRC近畿という）におけるジムカーナシリーズ・ダートトライアルシリーズ競技会に適用される。本共通規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目及び指示項目は、各競技会特別規則書及び公式通知によって示される。なお、特別規則書に記載された内容は、それに示す範囲において本共通規則書より優先する。又、各競技会の参加者及び競技運転者は、JAF国内競技規則、本共通規則及び競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。なお、各条項の中で、〔ジムカーナ〕、〔ダートトライアル〕とあるところは、当該競技会の項目を適用する。

### 第1条 オールスター選抜戦・チャンピオンシリーズ（以後チャンピオン戦と言う）の主催者の申請資格

下記いずれかの条件を満たすこと

- 1-1 当該競技種目の全日本選手権申請資格のあるもの
- 1-2 地方選手権カレンダー登録申請締切日までに当該競技種目の地方選手権競技会を1回以上開催した実績のあるもの。
- 1-3 地方選手権カレンダー登録申請締切日までに地方格式以上の当該競技種目の競技会を3回以上開催した実績のあるもの。

※共催について

上記1. または2. の申請資格を満たすクラブ（団体）と申請資格を満たさないクラブ（団体）の共催による申請は、3クラブ（団体）以内であれば認められる。この共催によるオーガナイザーの実績は、上記1. または2. に定める開催実績として認める。

## 第2章 特別規則書に記載する内容

### 公 示

FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、JMRC近畿共通規則および本大会の特別規則に従って開催される。

### 第2条 競技会の組織

- 2-1 競技会の名称
- 2-2 競技種目 【ジムカーナ】【ダートトライアル】
- 2-3 競技の格式  
JAF公認：〔格式〕競技  
JAF公認番号2025年 号
- 2-4 開催日程
- 2-5 競技会開催場所
- 2-6 オーガナイザー等
- 2-7 大会役員  
大会会長

- 2-8 組織委員会  
組織委員長  
組織委員  
組織委員
- 2-9 大会主要役員  
審査委員長 : (JMRC近畿派遣)  
審査委員 : (JMRC近畿派遣)  
審査委員 : 設定は任意とする  
競技長 :  
コース委員長 :  
計時委員長 :  
技術委員長 :  
パドック委員長 :  
救急委員長 :  
事務局長（競技長補佐） :

- 2-10 参加申込場所および参加費用  
(1) 参加申込場所および問合せ先（大会事務局）  
(2) 参加受付期間  
(3) 提出書類  
(4) 参加料  
(5) その他「有料の場合にはすべて記載すること」  
(6) 競技のタイムスケジュール

## 第3章 競技参加に関する基準規則

### 第3条 参加受付

- 3-1 参加受付期間  
開催日の21日前より10日前まで受け付ける。  
現金書留で下記の提出物を添えて申込むこと。  
(※特別規則書で認めた場合は参加料を振込にて支払える。)  
但し、電話・FAXによる参加申込は受け付けない。
- 3-2 参加申込み時の提出物  
(1) 参加申込書（必ずJMRC近畿の参加申込書にて行う）  
参加車両名は15字以内とし、必ず車両名（型式ではなく通称名：シビック、ランサー、インプレッサ等）を記入すること  
(2) 誓約書（署名は直筆で行うこと。）  
(3) 車両改造申告書  
(4) 参加料（振込の場合は振込通知書等証明するもの、コピー可）  
学生割引対象者は、学生証のコピーを必ず同封すること。出来ない場合は差額を徴収する。
- 3-3 参加申込場所  
大会事務局と同じ

### 3-4 参加制限

競技運転者は、1競技に1台の車両でのみ参加できる。ただし、同一車両による重複参加は認めるが、この場合同一運転者によって運転されてはならない。なお、地方選手権の場合重複参加は2名まで、ジムカーナ部門ミドルシリーズ・ダートトライアル部門ジュニアシリーズは3名まで認める。

3-5 正式参加受理後は、いかなる場合であっても参加料は返金されない。

## 第4条 参加料

### 【ジムカーナ部門】

オールスター選抜戦・チャンピオンシリーズ

全国JMRC会員	¥15,000
JMRC非会員	¥16,000
併設チャレンジクラス	¥10,000

ミドルシリーズ

全国JMRC会員	¥13,000
JMRC非会員	¥14,000
学生（全国JMRC会員）	¥8,000
学生（非会員）	¥9,000
併設RT	¥11,000（学生も同額）
併設EXP	¥10,000（学生も同額）
併設特設クラス	¥10,000（学生も同額）

\*学生とは、大学、専門学校等に在籍する25歳以下の方で、競技会当日有効な学生証を提示できる方とする。

\*JMRC会員は全国全ての地区を対象とするが、競技会当日JMRC会員であることを証明する会員証等を提示できなければ差額を徴収する。但しJMRC近畿正会員クラブ・団体・賛助会員に所属するJMRC近畿個人会員でない者はシリーズポイントの対象にはならない。

\*その他、上記とは別に必要な費用は全て特別規則書に記載する。

### 【ダートトライアル部門】

オールスター選抜戦・チャンピオンシリーズ

全国JMRC会員	¥16,000	を上限とする
全国JMRC非会員	¥17,000	を上限とする

ジュニアシリーズ

全国JMRC会員	¥13,000	を上限とする
全国JMRC非会員	¥14,000	を上限とする

\*その他、学生割引等必要な費用は全て特別規則書に記載すること。

## 第5条 参加受理

参加申込み締め切り後5日以内に参加申込者に対して参加の受理又は拒否を通知される。クラスが不成立の場合、オーガナイザーは速やかに電話等で当該クラス参加申込者に連絡し、参加の可否、出走クラスの変更等の意向を聞くものとする。この場合当該参加者が参加を見合わせる場合は所定の手数料を差し引いた金額を返金するものとし、クラスの変更を希望する場合はその意向に応じて参加クラスを変更することができる。

なお、参加者が参加申込書に記載する連絡先に連絡がつかない場合、オーガナイザーはクラスが不成立であること、連絡がつかなかった旨を参加受理書に記載し、参加を受理したのものとして取り扱うことができる。

## 第6条 参加拒否

オーガナイザーは、理由を明示する事なく参加を拒否する権限を有する。この場合、事務手数料¥1,000を差し引いて参加料を返却する。

## 第7条 参加者

7-1 参加者は当該年度有効なJAF参加者許可証を所持していなければならない。ただし、ドライバーが参加者を兼ねる場合はこの限りではない。

7-2 参加者は自チームのドライバー、メカニックなどの行動に責任を持たなければならない。

## 第8条 競技運転者（ドライバー）

8-1 ドライバーは有効な自動車運転免許証と当該年度有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。ただし、特別な参加資格が設けられている競技会の場合はその条件などを満たすこと。

8-3 ジムカーナ部門のミドルシリーズ及びダートトライアル部門のジュニアシリーズの参加資格は、地方選手権の開催される当該地区にスポーツ資格を登録している者を優先する。又、参加者人員に余裕の有る場合は、他地区からの参加を妨げない。

## 第9条 参加台数

### 【ジムカーナ部門】

原則として200台までとする。

会場のキャパシティ及び感染症対策等の関係上オーガナイザーは参加台数を制限することができる。但し、当該年においてシリーズポイント有資格者は参加を優先される。制限する場合は、特別規則書に記載すること。

重複参加者のパドックも漏れなく1枠を織込むこと。また指定する場合は並べて配置すること。

### 【ダートトライアル部門】

原則として200台までとする。

## 第10条 参加車両及び競技クラス区分

P車両：道路運送車両の保安基準に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているものおよびJAF登録車両規定第2条2による車両。ただし、当該自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されていない輸入自動車は、当該自動車検査証の型式欄に排出ガス識別記号（E、GF等）を含んだ型式が記載されている場合に限り、型式指定番号が記載されているものとして取扱う。）で、JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第2章スピードP車両規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両。参加者は車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務づけられる。

また、2025年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2章第2条4)を適用する(JAFのHP参照)

(許される主な改造はプラグ、プラグコード、エアークリーナーフィルターカートリッジ(同一方式、材質、形状)、クラッチディスク・カバー(数および直径変更とカーボン製は不可)補器(12V)バッテリー(同等品)、シフトノブ(シフトパターン表示必要)、オイルフィルター(同等品)、ワイパーブレード(同等品)、ブレーキパッド、ブレーキシュー、(ブレーキパッド、シューのカーボン100%は使用不可)ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置追加可。ノックバック防止スプリング装着可 ショック(車高調整式可、材料追加による取付部の補強不可、別タンク不可、遠隔操作不可)、バネ(ヘルパースプリング可)、全長、全幅および全高は変更不可、最低地上高変更不可車重はカタログ重量以上(バラストでの調整不可)タイヤ(径1インチ幅10mmUPまで可)、ホイール(そのタイヤでJATMAに当てはまるサイズに変更可)、ホイールナット、スポイラー追加、ハンドル変更不可、運転席のみ規格以上のシートに変更可)

P N車両：道路運送車両の保安基準に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、輸入自動車であって、当該自動車検査証の型式欄に排出ガス識別記号(E、G F等)を含んだ型式が記載されている場合および、本編第3章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第3章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1996年以前のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着やスプリングの変更に伴い改造自動車等の届出を行ったことにより諸元が変更となった車両および1997年以後のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造等変更検査手続を行った車両は除く)で、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第3章スピードPN車両規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標(車両番号標)を有し、運行の用に供することができる(自動車検査証の有効期間内)車両で下記1)あるいは2)に定める要件を満たしたFIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両とする。

- 1) FIAまたはJAF公認車両であり、同一車両型式の最も古い公認発効年が2009年の1月1日以降の車両。
- 2) JAF登録車両であり、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2009年の1月1日以降の車両。
- 3) 当該車両がFIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両として資格を重複して有する場合は、同一車両型式の公認発効年またはJAF登録年の最も古い年から起算して、上記1)あるいは2)に定める年数による資格を決定する。参加者は車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等(新車解説書、整備解説書等を含む)を常に携帯することが義務づけられる。(許される主な改造はプラグ、プラグコード、同一方式のエアークリーナー、クラッチ：ディスク、カバー、スプリング、カラー、メインドライブシャフトフロントカバー、クラッチレリーズシリンダーおよびベアリング

の材質を含み変更可。ただし、カーボン製(100%)は不可 機械式クラッチを電磁クラッチに、電磁クラッチを機械式クラッチに変更は不可。フライホイール：元のフライホイールの修正加工および変更、交換可能 補機バッテリー(12Vバッテリー)：車室内に補機バッテリーが露出している場合は、強固に固定された補機バッテリー(12Vバッテリー)ボックスを設置しなければならない。シフトノブ(シフトパターン表示必要)、LSDデフ、デフギア比(同一型式車両の純正部品またはメーカーオプションでボルトオンに限る)、エンジン&ギヤボックスマウント、デフマウント、ブレーキパッド、ブレーキシュー、(ブレーキパッド、シューのカーボン100%は使用不可)、ハンドブレーキレバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置追加可。ノックバック防止スプリング装着可。ショック(車高調整式可、ピロアッパー可、もしくは強化ゴムブッシュに変更することができる、材料追加による取付部の補強可、別タンク不可)、バネ(ヘルパースプリング可)、タワーバー(同一車両型式の純正部品、メーカーオプション設定品への交換、取付け、取外しが可能)車高は最低地上高9cm(アンダーカバー等装着車両の当該部位は5cm)以上、車重はカタログ重量以上(バラストでの調整不可)、タイヤ(径1インチ幅10mmUPまで可)、ホイール(そのタイヤでJATMAに当てはまるサイズに変更可)、ホイールナット、スポイラー追加、ハンドル、運転席のみ規格以上のシートに変更可)ホイールスペーサー等の間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。(メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く)

N車両：スピードN車両 道路運送車両の保安基準に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもので、(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、輸入自動車であって、当該自動車検査証の型式欄に排出ガス識別記号(E、G F等)を含んだ型式が記載されている場合および、本編第4章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第4章の規定に基づく改造についてはこの限りでない。また、1996年以前のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着やスプリングの変更に伴い改造自動車等の届出を行ったことにより諸元が変更となった車両および1997年以降のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造等変更検査手続を行った車両は除く。)当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第4章スピードN車両規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標(車両番号標)を有し、運行の用に供することができる(自動車検査証の有効期間内)車両。参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等(新車解説書、整備解説書等を含む)を常に携帯することが義務づけられる。なお、地方選手権に参加の車両はFIA公認車両、JAF公認車両、またはJAF登録車両であること。(許される主な改造はプラグ、プラグコード、同一方式のエアークリーナー、カーボン以外のクラッチディスク・カバー(ハイパーシングル・ツインプレートも可)、

フライホイール、同一材質のエンジンマウント、アクセルワイヤー、補機バッテリー（12Vバッテリー）：車室内に補機バッテリーが露出している場合は、強固に固定された補機バッテリー（12Vバッテリー）ボックスを設置しなければならない。車高は最低地上高9cm（アンダーカバー等装着車両の当該部位は5cm）以上、重量はカタログ重量以上でダートは50kg増以上（バラストでの調整は不可）、同一材質のブッシュ、シフトノブ（シフトパターン表示必要）、LSDデフ、デフギア比、ブレーキパッド、ライニング、ハンドブレーキレバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。ショック（車高調整式可、材料追加による取付部の補強可）、バネ（ヘルパースプリング可）、アッパーマウントをピロボール（キャンバー調整機能のみ付加されたものを含む）に変更することができる。スタビライザー変更のみ可、タイヤ径1インチ幅10mmUPまで可、そのタイヤでJATMAに当てはまるサイズのホイールに変更可、スポイラー追加、ハンドル変更可（エアバッグ標準装着車は注意）、規格以上のバケットシートに変更可）、ホイールスペーサー等の間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。（メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く）

SA車両：スピードSA車両 道路運送車両の保安基準に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、輸入自動車であって、当該自動車検査証の型式欄に排出ガス識別記号（E、GF等）を含んだ型式が記載されている場合および、本編第5章第1条の1.2）及び1.4）の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第5章第1条の1.2及び1.4の規定に基づく改造についてはこの限りでない。また、1996年以前のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着やスプリングの変更に伴い改造自動車等の届出を行ったことにより諸元が変更となった車両および1997年以降のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造変更検査手続きを行った車両は除く。）で、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第5章スピードSA車両規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両。参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務づけられる。

（許される主な改造 車両重量カタログ重量から50kg減以上必要でダートはカタログ重量以上、エンジンマウント、フライホイール、プラグ、プラグコード、補機バッテリー（12Vバッテリー）：車室内に補機バッテリーが露出している場合は、強固に固定された補機バッテリー（12Vバッテリー）ボックスを設置しなければならない。エアクリナー及びケース、マフラー、ラジエター、オイルクーラー、インタークーラー、ブレーキパッド（カーボン除く）、ブレーキキャリパー、ブレーキローター、ハンドブレーキレバーの改造は許さ

れるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。クラッチ（カーボン除く）、ミッションギア比、シフトノブ（シフトパターン表示必要）、LSDデフ、デフギア比、ショック、バネ、ピロアーム、タイヤ径1インチ幅10mmUPまで可、そのタイヤでJATMAに当てはまるサイズのホイールに変更可、ホイールスペーサー等の間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。（メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く）、スポイラー追加、FRPやカーボンにボンネット及びトランクを変更可（変更した場合それぞれ2個のファスナーを取付が必要・EK9など窓のあるタイプはトランク変更不可）、フロアマット及びアンダーコートの取り外し、ハンドル変更可（エアバッグ標準装着車は注意）、規定以上のバケットシートに変更可）

SAX車両：スピードSAX車両 当該年度JAF国内競技車両規則第3編第6章のスピードSAX車両適用規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有さない車両。参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務づけられる。（仮ナンバーを付けての車両運搬は認められない）

SC車両：スピードSC車両 FIA公認車両またはJAF公認車両あるいはJAF登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第8章スピードSC車両規定に従った自動車登録番号標（車両番号標）を有しない車両（ナンバー無）、バッテリーの位置は自由。バッテリーは確実に固定され、ショート漏電防止のため覆われていなければならない。ただし、車室内にバッテリーを設置する場合は、強固に固定されたバッテリーボックスを設置しなければならない。

D車両：スピードD車両 スピードSC車両の改造規定における改造範囲を超えて改造または製作された車両で、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第9章スピードD車両規定に従った自動車登録番号標（車両番号標）を有しない車両。（ナンバー無）

B車両：スピードB車両 道路運送車両の保安基準に適合した国土交通省認定車両で、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第7章スピードB車両規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両。但し、車体寸法に関する車検証の記載変更（構造変更検査）が必要な変更は自動車検査証、または自動車検査証記録事項の記載内容を変更しいつでも内容が証明出来るようにすること。なお、構造等変更検査を実施した場合も同様とする。

AE車両：スピードAE車両 電気モーター、または電気モーターとエンジンとを併用して動力とする車両で、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、輸入自動車であって、当該自動車検査証の型式欄に排出ガス識別記号（E、GF等）を含んだ型式が記載されている場合および、本編第10章の規定

に基づく改造についてはこの限りではない。また、当該年度 J A F 国内競技車両規則第 3 編スピード車両規定第 10 章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1997 年以後の J A F 国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造等変更検査手続きを行った車両は除く。)で、当該年度 J A F 国内競技車両規則第 3 編スピード車両規定第 10 章スピード A E 車両規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標(車両番号標)を有し、運行の用に供することができる(自動車検査証の有効期間内)車両。参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等(新型車解説書、整備解説書等を含む)を常に携帯することが義務付けられる。ホイールスペーサー等の間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。(メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く)

\*過給装置付きエンジンはもとの排気量の 1.7 倍と見なし、ロータリーエンジンはもとの排気量の 1.0 倍のクラスとみなす。

\*クラス成立は、各クラス出走 3 台以上。(クローズドクラスは除く)また、地方選手権クラスも出走 3 台以上。

(当該年度 J A F 国内競技車両規則を参照して下さい。)

#### 2024 年からの主な変更点

- P N 車両: アッパーマウントに強化ゴムブッシュに変更可能を追記
- N 車両: アッパーマウントをピロボールに変更可。
- S C 車両: バッテリーの室内装着可。ただし、強固に固定されたバッテリーボックスを装着すること
- P / P N / N / S A 車両: ハンドブレーキレバーの改造可能。(ただし、当初の取付位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない)
- スピード車両全般: メーカーラインオフまたは純正オプションに設定されているホイールスペーサーの装着を許可。

など。

#### 【ジムカーナ部門】

チャンピオンシリーズのクラス区分

2 P D クラス: オートマチック限定免許でも運転できる 2 ペダルの P ・ P N ・ A E ・ B 車両。

B R 1 クラス: 1 1 5 0 cc 未満の後輪駆動の B 車両。1 5 0 0 cc 未満の前輪駆動および 4 輪駆動の B 車両。

B R 2 クラス: 2 輪駆動の B 車両。

L (レディース) クラス: B ・ S C 車両。女性運転者限定。

P N 1 クラス: 2 0 1 2 年から 2 0 1 6 年に J A F 登録された 2 輪駆動 ( F F / F R ) の P N 車両。2 0 1 7 年以降に J A F 登録された 1 5 0 0 cc 未満の前輪駆動の P N 車両。

P N 2 クラス: 1 6 0 0 cc 未満の 2 輪駆動 ( F F / F R ) の P N 車両。

P N 3 クラス: 1 6 0 0 cc 以上の 2 輪駆動 ( F F / F R ) の P N 車両。

B P N クラス: B R、P N 各クラスの車両基準に該当しない B 車両、P N 車両。

※ P N 車両クラスは 2 0 0 9 年以降の J A F 登録車両に限る

B C 1 クラス: 前輪駆動の B ・ S C 車両

B C 2 クラス: 後輪駆動の B ・ S C 車両。

B C 3 クラス: 4 輪駆動の B ・ S C 車両。

併設クローズドクラス

チャレンジクラス: B 車両。ミドルシリーズ選手の腕試しの為に設定。本来チャンピオンシリーズに出場する方のこのクラスへの参加は認められない。

チャンピオンシリーズ出走順は基本、下記の通りとし、主催者により変更する場合は特別規則書により提示する

2 P D → B R 1 → B R 2 → L → P N 1 → P N 2 → P N 3 → B P N → B C 1 → B C 2 → B C 3 → チャレンジ

ミドルシリーズのクラス区分

M - 2 P D クラス: 2 ペダルの B 車両。E V、H V、含む。

M - B R 1 クラス: 1 1 5 0 cc 未満の後輪駆動の B 車両。1 5 0 0 cc 未満の前輪駆動および 4 輪駆動の B 車両。

M - B R 2 クラス: 前輪駆動の B 車両。

M - B R 3 クラス: 後輪駆動の B 車両。

M - P N 2 クラス: 1 6 0 0 cc 未満の 2 輪駆動 ( F F / F R ) の P N 車両。

M - P N 3 クラス: 1 6 0 0 cc 以上の 2 輪駆動 ( F F / F R ) の P N 車両。

M - B P N クラス: B R、P N 各クラスの車両基準に該当しない B 車両、P N 車。

※ P N 車両クラスは 2 0 0 9 年以降の J A F 登録車両に限る

但し、参加台数が 10 台以下の場合は、クラスを混走する場合がある。

なお、ポイントはそれぞれに与える。また、年間 3 戦以上不成立のクラスは統廃合する場合がある。

併催クローズドクラス

E X P クラス: 気筒容積・駆動方式を制限しない B ・ S A X ・ S C 車両 (参加台数に応じて賞金を与える)

R T クラス: 気筒容積を制限しない B 車両。ライセンス不保持者限定。

特設クラス: 競技会特別規則書で設定される。

ミドルシリーズ出走順は基本、下記の通りとし、主催者により変更する場合は特別規則書により提示する

E X P → M - 2 P D → M - B R 1 → M - B R 2 → M - B R 3 → M - P N 2 → M - P N 3 → M - B P N → R T → 特設

J A F 地方選手権及び J M R C チャンピオンシリーズ、ミドルシリーズにおける使用可能タイヤは、チャンピオンシリーズの B C 1 ・ B C 2 ・ B C 3 クラス及び L クラスを除いて、基本的に当該年度の全日本ジムカーナ / ダートトライアル選手権統一規則第 2 条 2) 規定に準ずる (第 2 条 2 - 1 は適用しない) が、下記に記載のタイヤは使用を禁止する。

タイヤメーカー	ブランド	使用が禁止されるタイヤ
住友ゴム工業 (株)	DIREZZA	MOTOR SPORT (ON ROAD・DIRT&RALLY・RACING・VINTAGE) タイヤおよびSPORTタイヤ銘柄のうち、β02、β10) (DLモータースポーツタイヤホームページ参照)
(株)ブリヂストン	POTENZA	POTENZA RE-に続き、数字と特定の記号 (S、D) の組合せで製品名が構成されているタイヤ (例：RE-11S・12D)
TOYO TIRE (株)	PROXES	製品名にR888を含むタイヤ (例：R888・R888DRIFT)
横浜ゴム (株)	ADVAN	A048 / A050 / A08B
NANKANG RUBBER TIRE	Sportnex	CR-S ※TW=200表記ですがSタイヤ相当以上のグリップと判断
上記以外のメーカー (海外含む)		ラリータイヤ、レース専用タイヤ、セミレーシング (通称S) タイヤ、縦溝のみのタイヤ、86/BRZレース等対応のカatalog上で1サイズのみのタイヤ (β05.06・09D等) は使用不可 ただし、タイヤサイドにUTQG (TREADWEAR) 200以上の数字の記載があり、競技当日の車検で確認出来れば使用可とする 上記に当てはまらない新製品に関しては判断基準に従い猶予期間を持たずに使用を制限する場合がある

※補足：海外メーカー含め新作タイヤは続々と出てきますので全ての銘柄を記載出来ないので上記判断となります。

ただし、シーズン途中であっても今後の状況により変更する場合がある

#### 【ダートトライアル部門】

RWD、AE・PN、N、S、D、Jの各クラスは、共通規則書第10条「参加車両」の分類に基づき、下記の通り区分される。

#### チャンピオンシリーズ

RWDクラス：排気量区分なしの後輪駆動のPN・N・SA・SAX・SC・B車両

AE・PNクラス：排気量区分なしの全てのAE車両及び1600cc以下の2輪駆動のPN車両

S1クラス：排気量区分なしの2輪駆動のPN・N・SA・SAX・SC車両及び1600cc以下の4輪駆動のN・SA・SAX・SC車両

S2クラス：排気量区分なしの4輪駆動のN・SA・SAX・SC車両

Dクラス：排気量区分なしの全てのD車両

#### ジュニアシリーズ

JPN+クラス：全てのAE車両及び1586cc以下の2輪駆動のPN・N・SA・SAX・SC・B車両及び2000cc以下の後輪駆動のPN・N・SA・SAX・SC・B車両 1200cc以下の4輪駆動のN・SA・SAX・SC・B車両

J1クラス：1587cc超の2輪駆動のPN・N・SA・SAX・SC・B車両、1200ccを超え1600cc以下の4輪駆動のN・SA・SAX・SC・B車両

J2クラス：1600cc超の4輪駆動のN・SA・SAX・SC・B車両

#### 第11条 ドライバー及び車両変更

11-1 ドライバー変更は認められない。

11-2 車両変更

〈1〉参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。

〈2〉車両変更は同一クラスであること。

〈2〉-1 【ジムカーナ部門】

Lクラスは他クラスの車両に変更も可 (※クラス変更は認められない)

〈3〉車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

#### 第12条 車両検査

12-1 競技会技術委員長は競技に先立ち車両検査を実施すること。車両検査は特別規則書またはタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けていない場合、及び結果が不適当と判断された場合は出走できない。

12-2 技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求められることができる。修正を命じられた車両は、修正後再度車両検査を受けなければならない。

12-3 車両検査終了後の車両は、タイヤ交換および空気圧調整、プラグ交換、補器ベルト交換 (調整)、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整作業を除き、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長への届出及び承認を必要とする。

12-4 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を車両公認書または車両諸元表、カタログ等を提示し証明しなければならない。特に、車両改造車検を取得した車両による参加者は、その改造の必要書類等を事前に用意し、当日その場で提示できるよう準備しなければならない。この場合の書類は正本のみとする。

特にAE車両・PN車両・N車両・SA車両・SAX車両・SC車両の参加者は、車両の主要諸元を証明する為の当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等 (新型車解説書、整備解説書等を含む) を常に携帯することが義務付けられる。

12-5 公式車両検査から正式結果発表までを車両保管とする。

競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所 (パドック) で保管されているものとする (コース走行、走行の為の移動を除く)

パドック待機中の競技車両はタイヤ交換および空気圧調整、プラグ交換、補器ベルト交換 (調整)、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること

12-6 技術委員長は必要に応じ随時競技車両の検査をすることができる。

- 12-7 ゼッケン番号はオーガナイザーが決定する。ゼッケンはオーガナイザーが用意したものを使用し、指定された位置に正しく貼付（全周をテーピング）しなければならない。
- 12-8 赤旗による再出走の間隔  
赤旗提示により再出走となった場合の再出走は5台後とする  
なお、その際は再々出走を避ける為、1台のみの出走とする
- 12-9 赤旗再出走の際に許可される作業
- クーリング(散水による冷却は他の参加者への影響を与えない範囲で許可する。  
※但しタイヤの冷却は不可)
  - タイヤエア一圧調整

#### 第13条 再車両検査

- 13-1 公式車両検査後、参加車両が競技中のトラブル等により補修を行う場合は技術委員に申告し再車両検査を受けなければならない。
- 13-2 競技会技術委員長は競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象になった参加者はその指示に従うこと。その際の分解、組付けに必要な工具、部品、費用はすべて参加者の負担とする。
- 13-3 再車両検査および技術委員長が行う随時の車両検査を拒否または受けなかった場合は失格となる場合がある。

### 第4章 競技に関する基準規則

#### 第14条 ドライバースブリーフィング

- 14-1 競技長は、競技会審査委員会の出席のもとドライバースブリーフィングを開催する。
- 14-2 ドライバースブリーフィングは、あらかじめ指定された場所において行われ、競技開始の少なくとも15分前までに終了しなければならない。
- 14-3 全ての競技運転者はドライバースブリーフィングに必ず出席しなければならない。
- 14-4 ドライバースブリーフィングはタイムスケジュールに従って行う。

#### 第15条 慣熟走行または慣熟歩行

慣熟走行または慣熟歩行はタイムスケジュールに従って行う。

#### 第16条 スタート

- 16-1 スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 16-2 スタート方法は、原則としてスタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過する方法とする（ランニングスタート）。エンジンが始動した状態、且つ車両が静止した状態で、スタート合図が行われた時より計測を開始する方法（スタンディングスタート）を採用する場合は、特別規則書にスタート方法を記載すること。
- 16-3 当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、その内容を公式通知で示す。
- 16-4 重複参加は、ゼッケン番号の若い方よりスタートする。
- 16-5 重複参加を含み、主催者が指定した走行順に間に合わないときは出走できない場

合がある。

#### 16-6 重複参加の間隔

同一クラス内の重複参加は9台以上あけることを推奨する。これにより出走が異なるクラス内となる場合、もしくは10台分以上の待機時間を設定する場合がある  
また、重複参加者は赤旗による再出走を避けるため1台のみの出走とする

#### 16-7 重複参加の後走に許可される作業

重複参加の後走者がウエイティングエリア内で許可される作業は以下の通り

- クーリング(散水による冷却は他の参加者への影響を与えない範囲で許可する。  
※但しタイヤの冷却は不可)
- タイヤエア一圧調整
- シートポジション、シートベルト、減衰力調整等、工具を使用しない微調整
- タイヤ交換（前走者がタイヤバーストした場合のみ）

#### 第17条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、又以降当該競技に出場しない場合、明確に意思表示を行いその旨を書面にて競技役員に申し出なければならない。

#### 第18条 一般安全規定

18-1 すべての車両は、前または後ろにけん引用穴あきブラケットを備えなければならない  
ず、ダートトライアル競技に出場する場合は前後とも備えなければならない。

#### 18-1-1 【ジムカーナ部門】

オープンカーは乗員保護のため4点式以上のスチール製のロールバーを装着しなければならない。

#### 18-1-2 【ダートトライアル部門】

- 1) 競技車両は、F I AまたはJ A Fの規則に適合した6点式以上のスチール製ロールバーの装着を義務付ける。
- 2) S C・D車両については、斜行部材（斜行バー）及びドアバーは必ず取り付けること。

18-2 競技中は運転者側の窓及びサンルーフを全閉しなければならない。

18-3 すべての車両は区分に応じたJ A F国内競技車両規則の安全ベルトに関する指導要項に適合した4点式以上のシートベルトを装着しなければならない。(ジムカーナ部門は3点式以上)

18-4 パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。

#### 18-5-1 【ジムカーナ部門】

- 1) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 2) 電動スクレーパー等、工具を用いたタイヤ屑の除去は認められる。ただし、作業は車体からタイヤを外した状態で行うこととし、動力を用いてタイヤを回転させながらの作業およびヒートガンの使用は禁止される。

#### 18-5-2 【ダートトライアル部門】

エンジン始動中のジャッキアップはリジッドジャッキ（通称ウマ）を用い、

ドライバー又はメカニックが乗車すること。

18-6 パドックでの給油は消火器を準備した上で行うこと。

18-7 ゴール後は指定されたエリア内または停止ラインで一旦停止しなければならない。

#### 第19条 競技運転者の装着

19-1-1 地方選手権の場合、競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。

19-1-2 地方選手権以外の場合、競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、及びレーシンググローブの着用が望ましい。そうでない場合は、競技運転操作に適した長袖、長ズボン、運動靴、穴無しの指先までかくれる手袋を着用すること

19-2 ヘルメットはJAFの「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に合致するヘルメットを使用すること。この指導要綱には各規格と製造後「10年」を経過したものを使用してはならないと明記されている。

#### 第20条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則スピード競技における旗信号に関する指導要項及びまたは国際モータースポーツ競技規則付則H項に規定された信号によって伝達される。

日章旗またはクラブ旗：スタート合図

黄旗：パイロン移動、パイロン転倒、脱輪

黒旗：ミスコース、コースアウト

赤旗：危険有り直ちに停止せよ

緑旗：コースがクリアされた

チェッカー旗：ゴール合図

#### 第21条 競技の中断

21-1 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要があるが生じた場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブザベーションポストにおいて赤旗が表示される。

21-2 競技中断の場合と同時に走行中の車両はただちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなくてはならない。

#### 第22条 計時

22-1 計測の開始・終了

1) ランニングスタートの場合、計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。

2) スタンディングスタートの場合、計測はスタート合図が行われた時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。

22-2 計時

1) 計測は、自動計測装置を使用し1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。(1/1000秒まで計測の時は特別規則書に明記すること)

2) スタートとフィニッシュの計測地点を分離した場合は、光電管の路面からの高さ

を同一に設定すること。

3) ストップウォッチを使用する場合は2個以上で少なくとも1/100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

22-3 計測装置を点検し、必ずバックアップ体制をとること。

#### 第23条 順位決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする、もしくは、2ヒートの合計タイム(ダートトライアル部門のみ)を採用し最終の順位(競技結果)とすることとし、特別規則書に記載すること。但し、同タイムの者が複数の場合には、以下により順位を決定する。

1) セカンドタイムの良好な者。

2) 排気量の小さい順。

3) 競技会審査委員会の決定による。

#### 第24条 ペナルティー

24-1 コース上の指定パイロンに対し、移動または転倒と判断された場合、1回について5秒を走行タイムに加算する。

24-2 コースから脱輪した場合1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。

24-3 4輪が同時にコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。

24-4 ミスコースをした場合およびミスコースと判断された場合は当該ヒートを無効とする。

24-5 反則スタートは、10秒を走行タイムに加算する。

24-6 スタート指示に従わない場合、当該ヒートの出走資格を失う。

24-7 スタート合図後、速やかにスタートラインを通過しない場合には、当該ヒートの出走資格を失う場合がある。

24-8 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。

24-9 走行車両の接触などを原因として、コントロールラインに設置された自動計測装置による計測が不能となった場合は、当該車両の当該ヒートを無効とする。

#### 第25条 失格規定

本競技会において次の行為を行った場合、当該競技会審査委員会の決定により参加者及び競技運転者を失格とする。

25-1 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。

25-2 不正行為を行った場合。

25-3 コースアウト等で他人及び施設等に重大な損害を与えた場合。

25-4 車両保管中、申告なしに競技車両を持ち出したり修理を行った場合。

#### 第26条 競技コースの発表

オーガナイザーは、競技のスタートに先立ち競技コース図を明示すること。

## 第5章 抗議

#### 第27条 抗議

参加者は、自分が不当に処理されていると判断した場合、これに対し抗議する権利を有する。但し、本共通規則書に規定された「オーガナイザーの行う参加拒否」および国内競技

規則12-6)に従って、審判員の判定に対する抗議はできない。

27-1 抗議を行う時は必ず文書により理由を明記し国内競技規則細則に規定する抗議料をそえて競技長をへて審査委員会に提出すること。

27-2 抗議料は抗議が正当と裁定された場合、及び審査委員会が返還を決定した場合のみ返還される。(国内競技規則12-2参照)

27-3 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。

27-4 コース委員の判定、及び計時結果に関する抗議はできない。

27-5 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

#### 第28条 抗議の制限時間

28-1 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

28-2 競技の順位に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

## 第6章 競技会の延期、中止、または短縮

#### 第29条 競技会の延期、中止、または短縮

29-1 競技会審査委員会は、保安上または不可抗力の理由で競技会の延期、中止、走行距離の短縮、競技回数の変更を行うことができる。

29-2 競技会審査委員会は、悪天候またはコースコンディションの悪化等によって、1回走行のみで打ち切る場合がある。

29-3 競技会中止の場合には参加料は返還される。延期の場合参加料は当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合は参加料は返還される。なお、天災地変の場合はこの限りではない。

## 第7章 損害等の補償

#### 第30条 損害の補償

30-1 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。

30-2 参加者、競技運転者、サービス員、ゲストはJAF及び大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち、大会役員、競技役員がその職務に最善を尽くすことは無論であるが、その職務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

30-3 ミスコース等、当該競技運転者の重大な過失に起因する事故の場合は、他の車両に対しても弁済責任が発生することを了承しなければならない。

## 第8章 賞 典

#### 第31条 賞典

31-1 オーガナイザーで決定、参加台数により賞典を制限されることもある。【ジムカーナ部門】各クラスの賞典を参加台数により以下の通りとする。3台以下=1位のみ 4~6台=2位まで 7~9台=3位まで 10~11台=4位まで 12~13台=5位まで 14台以上=6位まで

31-2 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものととして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

## 第9章 参加者及び競技運転者の遵守事項

#### 第32条 遵守事項

以下の事項について参加者及び競技運転者は、これを遵守しなければならない。これに違反した場合は、罰則を課す場合がある。

32-1 すべての参加者は、明朗かつ公正に行動し、放言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。

32-2 競技中または競技に関する業務に就いている時は、薬品等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

32-3 オーガナイザーや大会後援者、競技役員、競技会審査委員会、他の選手の名誉を傷つけるような言動、インターネットへの書き込み等をしてはならない。

32-4 JAF地方選手権の場合、入賞した競技運転者は、レーシングスツ着用で表彰式に出席すること。

32-5 競技会開催中に選手間でトラブル等が発生した場合は、選手同士で紳士的な解決を図るよう努める。状況をオーガナイザーに報告すること。トラブルをみだりに関係者以外に喧伝してはならない。

## 第10章 本規則の解釈および施行

#### 第33条 統括権

規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。

#### 第34条 本規則の解釈

本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

#### 第35条 罰 則

本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

#### 第36条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

36-1 本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。

36-2 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその細則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。

36-3 本規則書発行後、JAFにおいて決定された事項は、すべての規則に優先する。

## 2025年 JMRC近畿ジムカーナミドルシリーズ併設 エキスパートクラス実施要項

1. JMRC近畿ジムカーナミドルシリーズ競技会に、クローズド格式にてエキスパートクラス（以下EXP）を併催する。
2. EXPクラスは車両の性能差均一化を図る為ハンデ制とする。ミドルシリーズの参加制限（卒業規定等）にかかわらず参加でき、参加車両は陸運局の車検に合格する車両またはSAX、SC車両であればOK。

EXPクラス性能調整ハンデー一覧

元のクラス	BR1	BR2	2PD	PN1	PN2	PN3	BPN	L	BC1	BC2	BC3
加算タイム（秒）	0	3	2	1	3	3	4	1	4	5	7

3. EXPクラスは参加台数に応じ、賞金を授与する。
4. 同年内で同一人物が重複して賞金を得ることを抑止するため、得た賞金の金額に応じて次戦よりハンデをつける。ハンデは獲得賞金1,000円につき0.2秒を以降の競技会で加算する。全日本シリーズチャンピオンは更に+3.0秒加算する。
5. ハンデ保持者の詳細は各競技会ごとに主催者インフォで発表する。
6. 表彰対象は他のクラスの表彰対象順位にかかわらず、参加台数が2台以上であれば3. のとおり表彰する。
7. エキスパートクラスのBR、PN各クラスの使用禁止タイヤはチャンピオンシリーズの使用禁止タイヤを準用する。
8. この要項に定めのない競技に関する規則はJMRC近畿ジムカーナ共通規則、競技会特別規則に従う。

## 2025年 JMRC近畿ジムカーナ／ダートトライアルシリーズ規定

### 第1章 シリーズの分類

#### 第1条 JMRC近畿シリーズとして行われる競技会

【ジムカーナ部門】

JMRCオールスター選抜戦／JMRC近畿チャンピオンシリーズ  
（地方選手権と併設）

JMRC近畿ミドルシリーズ

【ダートトライアル部門】

JMRC近畿チャンピオンシリーズ

（地方選手権と併設）

JMRC近畿ジュニアシリーズ

### 第2章 シリーズポイント

#### 第2条 JMRC近畿シリーズポイント

JMRC近畿シリーズポイントは、当該年度のJMRC近畿正会員クラブ・団体・賛助会員に所属する個人会員のみを与える。

下記①又は②の該当者に限り、初戦のポイントより積算される。

但し、いかなる場合でも、個人会員に入会前のポイントは加算されない。

①所属クラブが3月31日までにJMRC近畿事務局に正会員クラブ・団体・賛助会員登録を完了している事。

②万一、所属クラブが3月31日までに正会員クラブ・団体・賛助会員登録を完了していない場合は、救済処置として、選手に問題無き場合のみ、4月30日を期限とし、所属クラブ変更を認める。

手続きとして、JMRC近畿事務局にて、4月30日までに個人会員番号を新クラブの番号に変更し、各部会宛にメール又はFAXにて届け出る事。

この際、氏名、連絡先、参加シリーズ・クラス、旧クラブ略称、新クラブ略称・正式名称、新会員番号を明記する事。

##### 2-1 シリーズおよび競技会の成立

各競技会は各クラス3台以上の出走を以て成立する

また、各シリーズは成立した競技会の3回以上の開催により成立する

##### 2-2 シリーズポイント保持者の認定

シリーズポイントの対象は、競技会として成立した当該クラスの競技会の70%（小数点以下四捨五入）とし、高得点順に合計する。

ただし、開催された当該選手権クラスの合計数が5競技会に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象となる

複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を決定する。

- 1) 有効得点（選手権として成立した当該クラスの競技会数の70%（小数点以下四捨五入）の範囲内で高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
- 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち、高得点を得た回数が多い順に順位を認定する。
- 3) 上記2)の方法によっても結果が出ない場合には、高得点を得た時期が遅い順に順位を認定する。

重大な事項により失格になった場合や、JMRC近畿ジムカーナシリーズの秩序を害する行為があった場合は、シリーズポイントを抹消する場合がある。尚、最終決定は、JMRC近畿ジムカーナ／ダートトライアル部会の審議を経て決定する。ただし上位者にポイント獲得資格がない場合であっても下位の者の順位は繰り上げない。

### 第3章 各シリーズの参加資格・シリーズ表彰

#### 第3条【ジムカーナ部門】

##### 3-1 JMRCオールスター選抜戦／チャンピオンシリーズ

###### 1) 参加資格

当該年日本ジムカーナ選手権規定通りとする。

###### 2) シリーズ表彰

PN1、PN2、PN3、BPN 各クラス 1～6位

BR1、BR2 各クラス 1～6位

BC1・2・3 各クラス 1～6位

2PDクラス 1～6位

Lクラス 1～6位

年間のクラス参加平均台数によって制限する。但し平均台数の1/2を超えないこととする。

##### 3-2 JMRC近畿ミドルシリーズ

###### 1) 参加資格

下記に当てはまる者は本年度のミドルシリーズ対象クラスに参加できない。

〈1〉前年度の【チャンピオンシリーズ】の表彰対象台数の80%に該当順位の者(詳細参加不可順位は部会ホームページに掲載)

〈2〉前年度ミドルシリーズでのチャンピオンの参加を認める。但し、該当者には当該年に獲得したミドルシリーズ各戦毎のポイントに0.5を乗じる事とする。

〈3〉過去10年間のチャンピオンシリーズ・各クラスチャンピオン(例：2025年=2015～2024年)はミドルシリーズ対象クラスには参加できない。

###### 2) シリーズ表彰

M-BR1、M-BR2、M-BR3 各クラス 1～6位

M-2PD 1～6位

M-PN2、M-PN3、BPN 各クラス 1～6位

年間のクラス参加平均台数によって制限する。但し平均台数の1/2を超えないこととする。

#### 第4条【ダートトライアル部門】

##### 4-1 JMRC近畿チャンピオンシリーズ参加資格

2025年日本ダートトライアル選手権規定に従う。

##### 4-2 JMRC近畿ジュニアシリーズ参加資格

1) ビギナー及び継続的に参加する選手を優先する。

2) 前年度チャンピオンシリーズ各クラス3位以内の選手の参加を認めない。ただしオープン参加はこの限りではない。

3) ジュニアシリーズ各クラス前年度チャンピオンは、本年度1年間は同一クラスへの参加は出来ない。ただし、クラス変更した場合に限り参加を認める。

##### 4-3 学生割引対象者の資格

参加時に学生であることを証明できる書類(コピー可)を提出できる者で、尚且つ25歳以下の者とする。

##### 4-4 シリーズ表彰

チャンピオンシリーズ：各クラス6位まで。年間のクラス平均参加台数によって変更する。但し平均台数の1/2を超えないこととする。

ジュニアシリーズ：各クラス6位まで。年間のクラス平均参加台数によって変更する。但し平均台数の1/2を超えないこととする。